

令和7年度盛岡・八幡平広域観光PR動画制作業務 委託仕様書

1 本業務の概要

(1) 目的

盛岡・八幡平広域エリア（※）（以下「広域観光エリア」という。）において、盛岡・八幡平広域観光推進協議会（以下「協議会」という。）では、今後さらなる観光客の誘致に向けて12市町の観光の魅力を国内外に広くPRするための動画を制作し、情報発信を行うとともに、広域観光のプロモーションを実施する。動画は、ホームページで公開するほか、各種商談会、イベント等で活用し、観光客の誘致促進につなげるためのPRツールとする。

また、企画力や実行力のある事業者に委託して実施することにより、効果的な誘客を図るため、公募型プロポーザルを実施する。

※盛岡市、八幡平市、宮古市、滝沢市、鹿角市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、岩泉町及び小坂町の12市町

(2) 業務名

令和7年度盛岡・八幡平広域観光PR動画制作業務

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（月）まで

(4) 委託上限金額

3,000,000円（税込）

(5) 履行場所

広域観光エリア内

2 業務内容

(1) 観光PR動画の企画及び制作

本広域観光エリアの魅力（自然・文化・歴史・食など）を国内外にPRするための動画について企画し、制作すること。特に、英語圏及び中国語圏（繁体字・簡体字）へのPRを行うためのターゲット（動画の視聴対象、活用場面等）を想定し、提案すること。

ア 企画

- ・広域観光エリアを構成する12市町が効果的に紹介できる構成とし、紹介する観光コンテンツの名称及び市町の名称を記載すること。
 - ・検討に当たっては別添「広域観光エリア内観光コンテンツ等一覧」に示す広域観光エリア内の観光コンテンツを参考とするほか、ターゲットのニーズを分析し、企画すること。
 - ・制作にあたっては、既存データの活用可とする。
 - ・12市町全てを紹介する動画とすること。
- なお、エリアや季節、カテゴリーなどに応じて動画を複数作成することも可とする。
- ・動画の長さ（複数作成する場合は合計の長さ）は10分程度とする。
 - ・音声を入れる場合は日本語とし、英語及び中国語（繁体字・簡体字）による翻訳テロップを挿入して外国人観光客に対応したものとする。

なお、翻訳テロップを挿入する際は、ターゲット国ごとに活用しやすい仕様となるよう工夫すること。

イ 留意事項

- ・動画の長さや内容等については、プロポーザルでの提案内容を基に協議会と協議を行い、より効果的な観光PR動画となるよう検討し決定することとする。
- ・成果品に係る一切の著作権（著作権法27条及び28条の権利を含む。）を委託者に譲渡するものとする。
- ・委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- ・成果品納品までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- ・本業務の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。

3 成果品の納品等

- (1) 納品期限：令和8年3月31日
- (2) 納品先：盛岡・八幡平広域観光推進協議会事務局（盛岡市役所交流推進部観光課内）
（盛岡市内丸12-2）
- (3) 成果品
 - ア DVD : 3枚
 - イ データ：YouTube 等へのアップロード、イベント等での放映が可能な形式（MP4 など）とする。

4 検査

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に速やかに業務完了の確認又は成果品の検査（以下「検査等」という。）を行うものとする。
- (3) 受託者は、前項の検査等の結果不合格となり補正を命じられたときは、速やかに当該補正を行い、委託者の再検査等を受けなければならない。この場合、再検査等の実施については前項の規定を準用する。

5 代金の支払

- (1) 受託者は、4に規定する検査等又は再検査等に合格した旨の通知を受けたのちに、所定の手続きに従って契約代金の支払を請求するものとする。
- (2) 委託者は、前項の請求があったときはこれを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

6 その他

- (1) 受託者は、この業務の履行に当たり、法令上受託者に課せられた責務を負わなければならない。
- (2) 受託者は、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- (3) 委託者及び受託者はこの契約の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。
- (4) この契約について定めのない事項及び委託者受託者間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度委託者受託者協議して定めるものとする。